様式第5号-2

建設工事特定共同企業体協定書（甲型JV）

（目的）

第１条　この共同企業体は、次の建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　岡山市発注に係る岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業における岡山市可燃ごみ広域処理施設建設工事（当該工事内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

（２） 前号に付帯する事業

（名称）

第２条　この共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第３条　この共同企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　この共同企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成企業全員の同意を得て、これを延長することができる。

３　建設工事を請け負うことができなかったときは、この共同企業体は、前項の規定にかかわらず、建設工事に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成企業の住所及び名称）

第５条　この共同企業体の構成企業は、次のとおりとする。

住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　　　　　住　　　　所

　　　　　商号又は名称

住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　（代表者の名称）

第６条　この共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　この共同企業体の代表者は、建設工事の実施に関し、この共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、建設工事に係る契約の締結、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金を含む。）の請求、受領及びこの共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成企業の出資の割合）

第８条　各構成企業の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成企業の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成企業が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　この共同企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに建設工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他のこの共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

　（構成企業の責任）

第10条　各構成企業は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴いこの共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　この共同企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、この共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第12条　この共同企業体は、建設工事完成後決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成企業に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成企業が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

　（工事途中における構成企業の脱退に対する措置）

第16条　構成企業は、発注者及び構成企業の承認がなければ、この共同企業体が建設工事を完成する日までの間は、脱退することができない。

２　構成企業のうち建設工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成企業が建設工事を完了する。

３　第１項の規定により構成企業のうち脱退した者があるときは、残存構成企業の出資の割合は、脱退構成企業が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成企業が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成企業の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成企業の出資金から構成企業が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合は、脱退した構成企業には利益金の配当は行わない。

　（構成企業の除名）

第16条の２　この共同企業体は、構成企業のうちいずれかが、建設工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成企業全員及び発注者の承認により当該構成企業を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成企業に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成企業が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（建設工事途中における構成企業の破産又は解散に対する措置）

第17条　代表者を除く構成企業のうちいずれかが建設工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（解散後の契約不適合責任）

第18条　この共同企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合事項があったときは、各構成企業は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

　（その他）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　外　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　特定共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書【　　　】通を作成し、構成企業が記名押印の上、各自１通を所有し、１通を岡山市長に提出するものとする。

　　　　令和　　年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名

様式第5号-3

運営管理業務特定共同企業体協定書（甲型JV）

（目的）

第１条　この共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　岡山市発注に係る岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業における岡山市可燃ごみ広域処理施設運営管理業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）の受託

（２） 前号に付帯する事業又は業務

（名称）

第２条　この共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第３条　この共同企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　この共同企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成企業全員の同意を得て、これを延長することができる。

３　業務を受託することができなかったときは、この共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成企業の住所及び名称）

第５条　この共同企業体の構成企業は、次のとおりとする。

住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　　　　　住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　（代表者の名称）

第６条　この共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　この共同企業体の代表者は、業務の実施に関し、この共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、業務に係る契約の締結、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及びこの共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成企業の出資の割合）

第８条　各構成企業の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成企業の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成企業が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　この共同企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了に当たるものとする。

　（構成企業の責任）

第10条　各構成企業は、業務の委託契約の履行及び再委託契約その他の業務の実施に伴いこの共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　この共同企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、この共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第12条　この共同企業体は、年度の業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成企業に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成企業が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

　（業務途中における構成企業の脱退に対する措置）

第16条　構成企業は、発注者及び構成企業全員の承認がなければ、業務委託期間が終了する日までの間は、脱退することができない。

２　構成企業のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成企業が業務を完了する。

３　第１項の規定により構成企業のうち脱退した者があるときは、残存構成企業の出資の割合は、脱退構成企業が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成企業が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成企業の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成企業の出資金から構成企業が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合は、脱退した構成企業には利益金の配当は行わない。

　（構成企業の除名）

第16条の２　この共同企業体は、構成企業のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成企業全員及び発注者の承認により当該構成企業を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成企業に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成企業が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（業務途中における構成企業の破産又は解散に対する措置）

第17条　代表者を除く構成企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（解散後の契約不適合責任）

第18条　この共同企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合事項があったときは、各構成企業は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

　（その他）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　外　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　特定共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書【　　　】通を作成し、構成企業が記名押印の上、各自１通を所有し、１通を岡山市長に提出するものとする。

　　　　令和　　年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名

様式第5号-5

建設工事特定共同企業体協定書（乙型JV）

（目的）

第１条　この共同企業体は、次の建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　岡山市発注に係る岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業における岡山市可燃ごみ広域処理施設建設工事（当該工事内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

（２） 前号に付帯する事業

（名称）

第２条　この共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第３条　この共同企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　この共同企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成企業全員の同意を得て、これを延長することができる。

３　建設工事を請け負うことができなかったときは、この共同企業体は、前項の規定にかかわらず、建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成企業の住所及び名称）

第５条　この共同企業体の構成企業は、次のとおりとする。

住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　　　　　住　　　　所

　　　　　商号又は名称

住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　（代表者の名称）

第６条　この共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　この共同企業体の代表者は、建設工事の実施に関し、この共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、建設工事に係る契約の締結、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金を含む。）の請求、受領及びこの共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（分担工事額）

第８条　各構成企業の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　〇〇〇工事

　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　〇〇〇工事

　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　〇〇〇工事

２　前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

　（運営委員会）

第９条　この共同企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

　（構成企業の責任）

第10条　各構成企業は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　この共同企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、この共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成企業の必要経費の分配）

第12条　構成企業はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

　（共通費用の分担）

第13条　建設工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成企業の分担額を決定するものとする。

　（構成企業の相互間の責任の分担）

第14条　構成企業がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成企業がこれを負担するものとする。

２ 構成企業が他の構成企業に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成企業が協議するものとする。

３ 前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定するこの共同企業体の責任を免れるものではない。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

　（工事途中における構成企業の脱退）

第16条　構成企業は、この共同企業体が建設工事を完成する日までの間は、脱退することができない。

　（建設工事途中における構成企業の破産又は解散に対する措置）

第17条　代表者を除く構成企業のうちいずれかが工事途中において破産又は、解散した場合においては、残存構成企業が共同連帯して当該構成企業の分担工事を完成するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（解散後の契約不適合責任）

第18条　この共同企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約不適合事項があったときは、各構成企業は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

　（その他）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　外　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　特定共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書【　　　】通を作成し、構成企業が記名押印の上、各自１通を所有し、１通を岡山市長に提出するものとする。

　　　　令和　　年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名

様式第5号-6

運営管理業務特定共同企業体協定書（乙型JV）

（目的）

第１条　この共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　岡山市発注に係る岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業における岡山市可燃ごみ広域処理施設運営管理業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）の受託

（２） 前号に付帯する事業又は業務

（名称）

第２条　この共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第３条　この共同企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　この共同企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成企業全員の同意を得て、これを延長することができる。

３　業務を受託することができなかったときは、この共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成企業の住所及び名称）

第５条　この共同企業体の構成企業は、次のとおりとする。

住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　　　　　住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　（代表者の名称）

第６条　この共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　この共同企業体の代表者は、業務の実施に関し、この共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、業務に係る契約の締結、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及びこの共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（分担業務額）

第８条　各構成企業の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇業務

　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇業務

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

　（運営委員会）

第９条　この共同企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、業務の完了に当たるものとする。

　（構成企業の責任）

第10条　各構成企業は、運営委員会が決定した業務計画書によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　この共同企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、この共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成企業の必要経費の分担）

第12条　構成企業はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

　（共通費用の分担）

第13条　業務中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成企業の分担額を決定するものとする。

　（構成企業の相互間の責任の分担）

第14条　構成企業がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成企業がこれを負担するものとする。

２　構成企業が他の構成企業に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成企業が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定するこの共同企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

　（業務途中における構成企業の脱退に対する措置）

第16条　構成企業は、業務委託期間が終了する日までの間は、脱退することができない。

　（業務途中における構成企業の破産又は解散に対する措置）

第17条　代表者を除く構成企業のうちいずれかが工事途中において破産又は、解散した場合においては、残存構成企業が共同連帯して当該構成企業の分担工事を完成するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（解散後の契約不適合責任）

第18条　この共同企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合事項があったときは、各構成企業は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

　（その他）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　外　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　特定共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書【　　　】通を作成し、構成企業が記名押印の上、各自１通を所有し、１通を岡山市長に提出するものとする。

　　　　令和　　年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名